

一般社団法人 フリースペースつなぎ定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人 フリースペースつなぎと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を 宮城県気仙沼市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、気仙沼を中心とする地域において不登校やひきこもりなど生きづらさを抱える子ども、若者及びその家族を支援するための安心できる居場所作りを目指し、人と人がつながり合う中で、主体的な学びと自立的な成長を支援し、未来へと希望を育める地域づくりを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は第3条の目的を達成するため 下記のような事業を行う。

- (1) 子ども、若者を対象とするフリースペース事業
- (2) 引きこもり支援事業
- (3) 子ども、若者の成長支援に関する相互のふれあい、学び、情報交換
- (4) 若者の進学・就労・自立支援に関する事業
- (5) 会報・機関誌の発行
- (6) 地域の諸機関・団体との連携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第2章 社員

(入 社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。社員となるには、当法人所定の様式による申込をし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第7条 当法人の運営に必要な経費は、フリースペースの利用料、助成金等、当法人の事業収益をもって賄うものとし、社員は経費を負担する義務を負わない。

(退 社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。但し、予め、1か月以上前に当法人に対して退社の予告をするものとする。

前項の場合の他、社員は次に掲げる事由により退社する。

- ①総社員の同意
- ②死亡又は解散
- ③除名

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、又は、当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は、社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議により除名することができる。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年6月にこれを開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地（宮城県気仙沼市）において開催するものとする。

(招集)

第14条 社員総会は、代表理事がこれを招集するものとする。

2 社員総会の招集は、理事の過半数でこれを決する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第16条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事の互選により議長を定める。

(議事録)

第18条

社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事及び監事がこれに記名押印することを要する。

第4章 役員

(員数)

第19条 当法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以内

(2) 監事 1名

(選任)

第20条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。但し、必要があるときは、社員 以外の者から選任することを妨げない。

2 選任は、社員総会の決議により行うものとする。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第21条 理事及び監事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終

結の時までとする。任期満了前に退任した理事及び監事の補欠として、または、増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第22条 当法人には、代表理事（理事長）1名を置き、理事の互選によりこれを定める。代表理事（理事長）は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

(理事及び監事の報酬)

第23条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(余剰金の分配の禁止)

第25条 当法人は余剰金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第27条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る）
- (3) その他法令で定める事由

(残余財産)

第28条 当法人が決算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時役員)

第30条 当法人の設立時の役員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時理事	代表理事	中村みちよ	宮城県気仙沼市赤岩泥ノ木17番地
	理事	伊藤みよ子	宮城県気仙沼市松崎馬場142番地5
	理事	伊藤宏紀	宮城県気仙沼市福美町10番地28
	監事	今川澄佳	宮城県気仙沼市松崎高谷55番地11

(設立時社員)

第31条 設立時の社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

中村みちよ	宮城県気仙沼市赤岩泥ノ木17番地
伊藤みよ子	宮城県気仙沼市松崎馬場142番地5
伊藤宏紀	宮城県気仙沼市福美町10番地28
今川澄佳	宮城県気仙沼市松崎高谷55番地11

(根拠法令)

第32条

この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

上記のとおり相違ありません。

平成30年 3月 15日

一般社団法人 フリースペースつなぎ

設立時	社員	中村 みちよ	Ⓜ
	社員	伊藤みよ子	
	社員	伊藤宏紀	
	社員	今川澄佳	